

静岡県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画 1 の 別に定める「くろまぐろ」について

(第 5 管 理 期 間)

平成 31 年 3 月 29 日 公表

令和元年 6 月 28 日 一部改正

令和元年 8 月 13 日 一部改正

令和元年 11 月 28 日 一部改正

令和 2 年 1 月 17 日 一部改正

令和 2 年 2 月 6 日 一部改正

第 1 くろまぐろの保存及び管理に関する方針

- 1 本県においては、くろまぐろは定置漁業、曳き縄漁業、はえ縄漁業、一本釣り漁業、まき網漁業等により漁獲され、本県にとって重要な資源となっている。
- 2 このため、くろまぐろの保存及び管理を通じて、安定的で持続的な利用を図る観点から、国の基本計画により決定された漁獲可能量のうち本県の知事管理量について本県の漁業の実態に応じた適切な管理措置を講じることとする。
- 3 また、本県の知事管理量を適切に管理するためには、くろまぐろの採捕の数量を的確に把握する必要があることから、採捕の数量の報告体制を整備し、適切な報告がなされるよう漁業者等の指導・確認を行うものとする。併せて、採捕の数量が積み上がり本県の知事管理量に近づいた場合はこの旨を直ちに公表するとともに、早期是正措置を講じるものとする。
- 4 また、適切な管理を行っていくためには、くろまぐろの分布、回遊状況、当該資源を取り巻く環境等についてのより詳細な科学的データ又は知見が必要であり、当該データの蓄積又は知見の進展を図るため、本県水産技術研究所を中心とし、国又は関係都道府県との連携の下、資源調査体制の充実強化を図ることとする。
- 5 これらのほか、本県の知事管理量の遵守を図る観点から、漁業者協定の締結等を促進し、本県の管理措置と相まった漁業者による自主的な漁獲管理の取組を行うものとする。

第2 くろまぐろの漁獲可能量について静岡県知事管理量に関する事項

くろまぐろ 30 キログラム未満の小型魚（以下「小型魚」という。）	26.3 トン	
くろまぐろ 30 キログラム以上の大型魚（以下「大型魚」という。）	26.4 トン	うち 0.6 トンを留保する

我が国全体の小型魚又は大型魚の漁獲可能量を超えるおそれが著しく大きいと認めて、農林水産大臣が当該採捕の数量を公表した場合は、上表の本県の知事管理量が消化されていない場合であっても、その時点における本県の採捕の数量をもって、上表の本県の知事管理量とする。

留保枠の取扱いについては、採捕の停止命令が発出された以降、真にやむを得ない混獲により第3の期間別の数量を超える場合に備え、当面の間、本県が保持することを基本としながら、漁期の経過と採捕状況を踏まえつつその取扱いについて判断し、公表するものとする。

第3 くろまぐろの知事管理量について、採捕の種類別、海域別又は期間別の数量に関する事項

【採捕の種類別の数量】

採捕の種類別の割当量は次のとおりである。

採捕の種類	小型魚	大型魚
本県の漁船漁業等の割当量	17.8 トン	23.0 トン
本県の定置漁業の割当量	8.5 トン	2.8 トン

（注）漁船漁業等とは定置漁業以外の漁業をいう。

【期間別の数量】

採捕の種類及び期間	小型魚
本県の漁船漁業等の割当量	17.8 トン
うち平成 31（2019）年 4 月から令和元年 7 月まで	0.9 トン
令和元（2019）年 8 月から 11 月まで	1.3 トン
令和元（2019）年 12 月から令和 2（2020）年 3 月まで	15.6 トン

採捕の種類及び期間	小型魚
本県の定置漁業の割当量	8.5 トン

うち平成 31（2019）年 4 月から令和元年 7 月まで	2.2 トン
令和元（2019）年 8 月から 11 月まで	2.3 トン
令和元（2019）年 12 月から令和 2（2020）年 3 月まで	4.0 トン

なお、採捕の数量が当初定めた期間別の割当量（令和元（2019）年 12 月から令和 2（2020）年 3 月までの割当量は除く。）に満たなかった場合には、残枠の全てを翌期間に繰り越せるものとする。

また、採捕の数量が当初定めた期間別の割当量（令和元（2019）年 12 月から令和 2（2020）年 3 月までの割当量は除く。）を超えた場合には、管理期間全体の枠を超えない限り、翌期間の割当量（4 月から 7 月までの割当量を超えた場合であって 8 月から 11 月までの割当量が超過量に満たない場合には翌々管理期間の割当量）から超過量を差し引くものとする。

なお、前期間の繰り越し分等により当初の期間別の割当量を変更する場合には、公表するものとする。

【採捕の停止等の命令について】

本県の採捕の数量が採捕の種類別又は期間別の数量を超えており、又は超えるおそれが著しく大きいと認める場合は、定めた採捕の種類ごと、期間ごとに法第 10 条第 2 項の規定に基づく採捕の停止等の命令を発出する。

第 4 くろまぐろの知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

1 当日中に採捕の数量を把握するための緊急報告体制について

- (1) 各産地市場及び種苗取扱業者は、県からの協力要請を受けて、くろまぐろの水揚げがあった日に、魚体サイズ（小型魚、大型魚）、採捕の種類（定置網、まき網、その他）及び採捕者の所属（員内、員外、県外）別に採捕数量を県に報告するものとする。

- (2) 県は、(1)の報告を受けた翌日までに県内の数量を取りまとめ、各漁業協同組合（以下「漁協」という。）、静岡県漁業協同組合連合会、各産地市場、漁業団体等に報告するものとする。

また、本県は、本県全体の合計で 1 日原則 0.4 トンを超えた場合は、速やかに当該採捕の数量を国に報告する。

- (3) (2)の報告を受けた漁協及び漁業団体は、所属する組合員及び会員に対し、情報提供するものとする。
- (4) (3)の報告を受けた組合員及び会員は、県内の採捕数量を踏まえて操業するものとする。

※ (1)及び(2)の報告体制（土日祝祭日及び年末年始の連絡体制を含む。）の詳細については別に定めるものとする。

※ 各漁協及び漁業団体は、(3)の情報提供体制を整備するものとする。

2 採捕者ごとの緊急報告体制と取り組むべき管理措置について

- (1) 採捕者は以下の報告基準に基づき、速やかに所属する漁協（まき網漁業については県旋網漁業者協会事務局（以下「事務局」という。））に操業状況を報告するものとする。

漁業種類	報告基準
定置漁業	・ 1日1か統当たり 200 キログラムを超える量の入網
一本釣り漁業、曳き縄漁業及びはえ縄漁業等	・ 1日1隻当たり 100 キログラムを超える量の採捕
まき網漁業	・ 1日1か統当たり 200 キログラムを超える量の採捕

- (2) (1)の報告を受けた漁協又は事務局及び(1)の報告を行った採捕者が取り組む緊急の管理措置は以下のとおりとする。また、本県は漁協又は事務局から当該報告を受けた際に、以下の緊急の管理措置が実施されているかを確認し、必要な指導を行うものとする。

漁業種類	緊急の管理措置
定置漁業	・ 当該漁協は所属組合員及び本県に対し、大量入網があった旨の緊急連絡。 ・ 採捕者は、第2及び第3に定める数量の残枠を踏まえ、必要に応じて生存個体の放流を実施。
一本釣り漁業、曳き縄漁業、はえ縄漁業等	・ 当該漁協は所属組合員及び本県に対し、大量漁獲があった旨の緊急連絡。 ・ 採捕者は、第2及び第3に定める数量の残枠を踏まえ、必要に応じてくろまぐろの目的操業の自粛、混獲時の生存個体の放流を実施。
まき網漁業	・ 事務局は所属会員及び本県に対し、大量入網があった旨の緊急連絡。 ・ 採捕者は、第2及び第3に定める数量の残枠を踏まえ、必要に応じて操業時間の変更、操業回数の抑制及び操業場所の変更を実施。

3 早期是正措置について

【採捕の数量の公表等について】

- (1) 本県は法第8条第2項の規定に基づき、本県の採捕の数量が知事管理量を超えるおそれがあると認める場合として、本県の第2又は第3の数量の7割、8割若しくは9割を超え、又はそのおそれがあると認めるそれぞれの時点で、当該採捕の数量を公表するものとする。
- (2) また、採捕の数量が我が国全体の小型魚若しくは大型魚別の漁獲可能量の7割を超え、又はそのおそれがあると認める時点で農林水産大臣により当該採捕の数量が公表されることになる。この際、当該公表がされた時点で本県の(1)の7割を超え、又はそのおそれがあると認める時点での公表がされていない場合は、農林水産大臣の当該採捕の数量の公表をもって本県の(1)の7割を超え、又はそのおそれがあると認める時点での公表とする。

【早期是正措置】

本県は、前述の採捕の数量を公表後、速やかに（前述の3(2)の公表の場合は、原則）法第9条第2項の規定に基づく助言、指導又は勧告を内容とする早期是正措置を当該都道府県の管内の漁業者等に対し講じるものとする。

漁船漁業等の場合（小型魚）

(1) 漁船漁業等の割当量又は各期間別の数量の7割を超えるおそれがあると認めるとき

- ・ 養殖用種苗の採捕を目的としない一本釣り漁業及び曳き縄漁業又ははえ縄漁業等は、①1.5 キログラム未満の生存個体を放流するとともに、②くろまぐろを目的とする操業日数を5日間／月以内に抑制する。
- ・ 養殖用種苗の採捕を目的とする一本釣り漁業及び曳き縄漁業は、①種苗にならない個体を放流するとともに、②操業日数を5日間／月以内に抑制する。
- ・ まき網漁業は、①かつお、まぐろの操業が認められた期間であっても、くろまぐろを目的とした操業は自粛するとともに、②ある船が1日に200 キログラム以上のくろまぐろを混獲した場合には、全船で当該区域における翌日の操業を自粛する。さらに、③操業時間の変更又は操業回数を抑制する。
- ・ 本県は、これらの措置の実施を助言する。併せて、所属漁協又は事務

局に当該措置の履行確認を依頼する。

(2) 漁船漁業等の割当量又は各期間別の数量の 8 割を超えるおそれがあると認めるとき

- ・ 養殖用種苗の採捕を目的とするか否かに関わらず、一本釣り漁業、曳き縄漁業及びはえ縄漁業等は、①くろまぐろを目的とした操業を自粛するとともに、②混獲した場合には、生存個体を全て放流する。
- ・ まき網漁業は、①かつお、まぐろの操業が認められた期間であっても、くろまぐろを目的とした操業は自粛するとともに、②ある船が 1 日に 150 キログラム以上のくろまぐろを混獲した場合には、全船で当該区域における翌日の操業を自粛する。さらに、③操業時間の変更又は操業回数を抑制する。
- ・ 本県は、これらの措置の実施を指導する。併せて、所属漁協又は事務局に当該措置の履行確認を依頼する。

(3) 漁船漁業等の割当量又は各期間別の数量の 9 割を超えるおそれがあると認めるとき

- ・ 養殖用種苗の採捕を目的とするか否かに関わらず、一本釣り漁業、曳き縄漁業及びはえ縄漁業等は、①くろまぐろを目的とした操業は自粛するとともに、②混獲した場合には、生存個体を全て放流する。さらに、③くろまぐろの採捕はやむを得ない混獲のみとし、混獲採捕の時点で操業は切り上げる。
- ・ まき網漁業は、①かつお、まぐろの操業が認められた期間であっても、くろまぐろを目的とした操業は自粛するとともに、②ある船が 1 日に 100 キログラム以上のくろまぐろを混獲した場合には、全船で当該区域における翌日の操業を自粛する。さらに、③操業時間の変更又は操業回数を抑制する。
- ・ 本県は、これらの措置の実施を勧告する。併せて、所属漁協又は事務局に当該措置の履行確認を依頼する。

定置漁業の場合（小型魚）

(1) 定置漁業の割当量又は各期間別の数量の 7 割を超えるおそれがあると認めるとき

- ・ 漁業者は、1.5 キログラム未満の生存個体を全て放流する。
- ・ 漁業者は、揚網時に 1.5 キログラム以上の個体が 1 か統当たり 200 キログラム以上の入網と判断した場合には、生存個体を放流する。
- ・ 本県は、これらの措置の実施を助言する。併せて、所属漁協に当該措置の履行確認を依頼する。

(2) 定置漁業の割当量又は各期間別の数量の 8 割を超えるおそれがあると認めるとき

- ・ 漁業者は、1.5 キログラム未満の生存個体を全て放流する。
- ・ 漁業者は、揚網時に 1.5 キログラム以上の個体が 1 か統当たり 100 キログラム以上の入網と判断した場合には、生存個体を放流する。
- ・ 本県は、これらの措置の実施を指導する。併せて、所属漁協に当該措置の履行確認を依頼する。

(3) 定置漁業の割当量又は各期間別の数量の 9 割を超えるおそれがあると認めるとき

- ・ 漁業者は、生存個体を全て放流する。
- ・ 本県は、これらの措置の実施を勧告する。併せて、所属漁協に当該措置の履行確認を依頼する。

漁船漁業等の場合（大型魚）

(1) 漁船漁業等の割当量の数量の 7 割を超えるおそれがあると認めるとき

- ・ 一本釣り漁業及び曳き縄漁業又ははえ縄漁業等は、くろまぐろを目的とする操業日数を 10 日間／月以内に抑制する。
- ・ まき網漁業は、①かつお、まぐろの操業が認められた期間であっても、くろまぐろを目的とした操業は自粛するとともに、②ある船が 1 日に 200 キログラム以上のくろまぐろを混獲した場合には、全船で当該区域における翌日の操業を自粛する。さらに、③操業時間の変更又は操業回数を抑制する。
- ・ 本県は、これらの措置の実施を助言する。併せて、所属漁協又は事務局に当該措置の履行確認を依頼する。

(2) 漁船漁業等の割当量の数量の 8 割を超えるおそれがあると認めるとき

- ・ 一本釣り漁業及び曳き縄漁業又ははえ縄漁業等は、くろまぐろを目的とする操業日数を 5 日間／月以内に抑制するとともに、目的操業以外でくろまぐろを混獲した場合には、生存個体を全て放流する。
- ・ まき網漁業は、①かつお、まぐろの操業が認められた期間であっても、くろまぐろを目的とした操業は自粛するとともに、②ある船が 1 日に 150 キログラム以上のくろまぐろを混獲した場合には、全船で当該区域における翌日の操業を自粛する。さらに、③操業時間の変更又は操業回数を抑制する。
- ・ 本県は、これらの措置の実施を指導する。併せて、所属漁協又は事務局

局に当該措置の履行確認を依頼する。

**(3) 漁船漁業等の割当量の数量の9割を超えるおそれがあると認める
とき**

- ・ 一本釣り漁業及び曳き縄漁業又ははえ縄漁業等は、くろまぐろを目的とした操業は自粛し、目的操業以外でくろまぐろを混獲した場合には、生存個体を全て放流する。
- ・ まき網漁業は、①かつお、まぐろの操業が認められた期間であっても、くろまぐろを目的とした操業は自粛するとともに、②ある船が1日に100キログラム以上のくろまぐろを混獲した場合には、全船で当該区域における翌日の操業を自粛する。さらに、③操業時間の変更又は操業回数を抑制する。
- ・ 本県は、これらの措置の実施を勧告する。併せて、所属漁協又は事務局に当該措置の履行確認を依頼する。

定置漁業の場合（大型魚）

**(1) 定置漁業の割当量の数量の7割を超えるおそれがあると認める
とき**

- ・ 漁業者は、揚網時に1か統当たり400キログラム以上の入網と判断した場合には、生存個体を放流する。
- ・ 本県は、これらの措置の実施を助言する。併せて、所属漁協に当該措置の履行確認を依頼する。

**(2) 定置漁業の割当量の数量の8割を超えるおそれがあると認める
とき**

- ・ 漁業者は、揚網時に1か統当たり200キログラム以上の入網と判断した場合には、生存個体を放流する。
- ・ 本県は、これらの措置の実施を指導する。併せて、所属漁協に当該措置の履行確認を依頼する。

**(3) 定置漁業の割当量の数量の9割を超えるおそれがあると認める
とき**

- ・ 漁業者は、生存個体を全て放流する。
- ・ 本県は、これらの措置の実施を勧告する。併せて、所属漁協に当該措置の履行確認を依頼する。

4 その他くろまぐろの保存及び管理に関する重要事項について

【採捕者による野帳への記録について】

漁業者は、日頃からくろまぐろの採捕状況等について県が別に定める野

帳に記録するものとする。さらに、法第 9 条第 2 項の規定に基づく助言、指導又は勧告があった場合には、当該早期是正措置の実施状況について野帳に記録するものとし、所属漁協又は事務局からの依頼により野帳を提出するものとする。

【まき網漁業の管理について】

まき網漁業は、漁法の特性として、一度に大量のくろまぐろが入網する可能性があるものの、これを放流することが困難であることから、法第 9 条第 2 項の規定に基づく早期是正措置を講ずる以前より、①かつお、まぐろの操業が認められた期間であってもくろまぐろを目的とした操業は自粛するとともに、②ある船が 1 日に 500 キログラム以上のくろまぐろを混獲した場合には、全船で当該区域における翌日の操業を自粛する。併せて、まき網漁業者は、事務局に当該措置の実施を報告する。事務局は、当該措置の履行確認を実施して、県に報告する。

【個別割当て及び協定締結の検討】

本県は、法第 13 条第 2 項の規定に基づく漁業者間の自主的な資源管理措置（個別割当ての検討を含む。）を定めた協定の策定に向けた取組を支援する。

【遊漁（遊漁者及び遊漁船業者）の管理について】

- (1) 特にプレジャーボート等を利用した採捕の実態が必ずしも明らかでないことから、本県は国と協力しつつ、釣り団体の各ホームページやテレビ等の媒体を通じてくろまぐろの管理状況や漁業者の取組への理解と協力の呼びかけを行うものとする。
- (2) 本県は、管内の漁業者へ管理の取組を指導した場合、管内の遊漁船業者に対しても同様の指導を行うものとする。この場合、本県は国に対し当該指導内容を速やかに伝達するものとする。

第 5 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項について

【採捕の停止命令について】

（第 2 の知事管理量）

本県の小型魚又は大型魚の採捕の数量が第 2 の知事管理量の 9 割 5 分を超える時点で、法第 10 条第 2 項の規定に基づく採捕の停止命令をする。

（第 3 の採捕の種類別、海域別又は期間別の数量）

本県の小型魚又は大型魚の採捕の数量が第3の採捕の種類別、期間別の数量の9割5分を超える時点で、法第10条第2項の規定に基づく採捕の停止命令をする。

なお、本県の採捕の数量の積み上がり状況によっては、知事管理量を超えないようにするため、採捕の種類別、期間別の数量のうち、最初に超えるおそれが著しく大きいと認める数量について、当該数量の9割5分を超える時点で、採捕の停止命令をするものとする。

（全国数量）

我が国全体の小型魚若しくは大型魚別の漁獲可能量を超えるおそれが著しく大きいと認めて農林水産大臣が当該採捕の数量を公表した場合は、その時点における本県の採捕の数量をもって知事管理量となることから、当該公表の時点で、法第10条第2項の規定に基づく採捕の停止命令をする。

（その他採捕の停止命令に関すること）

遊漁者による採捕の数量は知事管理量に含まれるため、本県知事の採捕の停止命令（法第10条関係）が出された際は、本県の水面での遊漁者も命令対象者であり、管内の漁業者に対し管理の取組を指導した際は、同様の指導を行う。

（第5管理期間までの超過分の差し引き等に関すること）

第2管理期間の超過量（7.7トン）については、差し引きがない場合の漁獲枠（24.2トン）の2割（4.8トン）を上限として2年間にわたって分割して差し引くこととしている。なお、第4管理期間が9か月となったため、3年間にわたって分割して差し引くことになった。

このため、第3管理期間期首に4.8トン、第4管理期間期首に2.7トンが差し引かれたが、第3管理期間の残枠が8.3トンであることから、第2管理期間の超過量で未だ差し引かれていない数量（0.2トン）を繰り上げて返済するものとし、第4管理期間以降に上乗せ配分される予定の数量は8.1トンとなる。

なお、上乗せ配分予定の数量のうち6.3トンについては、第4管理期間に、残る1.8トンが第5管理期間に上乗せ配分された。

(1) 第2管理期間の超過分	7.7トン
(2) 第3管理期間期首の差し引き済み数量	4.8トン

(3) 第4管理期間期首の差引き量（12 か月分）	2.9 トン
(4) 第4管理期間期首の差引き済み量（9 か月分） $(3) \times 93.2\%$	2.7 トン
(5) 第3管理期間の残枠	8.3 トン
(6) 第3管理期間の残枠から繰り上げ返済済みの数量	0.2 トン
(7) 第5期以降の差引き量合計	0 トン
(8) 第4期以降の上乗せ配分予定の数量 $(5) - (6)$	8.1 トン
(9) 第4期に上乗せ配分済みの数量	6.3 トン
(10) 第5期に上乗せ配分済みの数量 $(8) - (9)$	1.8 トン